

公益財団法人大学基準協会

評価者及び本協会事務局職員倫理規程

平17. 6. 16決定
平18. 11. 14改定
平20. 3. 11改定
平21. 9. 15改定
平22. 3. 12改定
平22. 5. 21改定
平22. 11. 19改定
平23. 11. 18改定
平24. 3. 9改定

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款第4条第1項第1号に規定する第三者評価（以下「第三者評価」という。）に関わる評価者及び公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）の事務局職員が、評価活動及び本協会の事業運営において公正かつ誠実にその職務を遂行するために遵守すべき項目について定める。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- 一 第三者評価に関するすべての委員会の委員及び幹事
- 二 前号の委員会の下に設置される各分科会及び各部会の主査及び委員
- 三 特別大学評価員
- 四 第三者評価に関わるすべての異議申立審査会の委員

第3条 本規程において利害関係者とは、第三者評価を申請又は予定している大学の役員及び専任の教職員をいう。

第4条 評価者及び本協会事務局職員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
 - 二 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 三 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 四 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 五 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 六 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、評価者及び本協会事務局職員は以下の各号に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品（当該大学又は法人のロゴが入ったもの）であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。ただし、額面3千円を超えるような金券類の贈与を受けてはならない。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の所属する大学の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - 八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。
- 3 第1項の規定の適用については、評価者及び本協会事務職員が、利害関係者から、物品を購入した場合、物品又は不動産の貸付けを受けた場合若しくは役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該評価者及び当該本協会事務局職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

第5条 評価者及び本協会事務局職員は、私的な関係（評価者及び本協会事務局職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な評価活動及び事業運営の実施に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

第6条 評価者及び本協会事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、本協会の評価に関する講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授又は著述、監修若しくは編さんをしようとする場合は、あらかじめ本協会事務局長の承認を得なければならない。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日）

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。